

写

4 消安第 3468 号
令和 4 年 9 月 29 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

神奈川県伊勢原市で回収された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例の病原性確定について（H5N1 亜型、高病原性）

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

先般、「神奈川県伊勢原市で回収された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」（令和 4 年 9 月 26 日付け 4 消安第 3392 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、今シーズン国内初の野鳥における A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された事例についてお知らせしたところです。本日、当該ウイルスについては、追加の検査により、H5N1 亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認されましたのでお知らせします（別添の環境省プレスリリースを参照）。

今般、国内の野鳥において高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）のウイルスが確認されたことから、すでに本病のウイルスを保有した渡り鳥が我が国へ飛来している可能性が高く、今シーズンにおいても厳重な警戒が必要です。上述の通知でもお願いしたところですが、各都道府県におかれましては、畜産関係者に対し、このことについて情報提供するとともに、家きん飼養者への飼養衛生管理基準遵守の指導及び迅速かつ円滑な初動対応体制の確認を実施いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【担当】

農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班
加茂前、田中、大塚、酒田



環境省報道発表

令和4年9月29日（木）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について （陽性確定 神奈川県伊勢原市（野鳥国内1例目））

＜神奈川県同時発表＞

1. 神奈川県伊勢原市で令和4年9月25日（日）にハヤブサ1羽の衰弱個体が回収され、その後死亡。同年9月26日（月）に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年9月29日（木）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例となります。
4. 国内単一箇所では高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和4年9月29日（木）付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治
室長補佐：村上 靖典
専 門 官：庄司 亜香音
担 当：兼松 賢人

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内1例目	9/25	神奈川県	伊勢原市	死亡野鳥 (傷病保護され、その後死亡)	ハヤブサ	9/26	陽性	9/29	H5N1 亜型 高病原性 鳥インフル エンザ	9/26

■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況にかかわらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

■ 留意事項

- （1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- （2） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）

野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

- ・ 環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以 上